

公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年 2月25日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	八 尋 義 伸
久留米市監査委員	本 村 英 幸

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
文化観光部	総務、市民文化振興課、観光振興課、 国際化推進室、生涯学習推進課、文化財保護課、 体育スポーツ課、中央図書館、視聴覚ライブラリー	平成21年12月17日 ～平成22年 1月29日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

〔文化観光部〕

- 1 「みのうの里国際化推進事業」(基金事業)という名称で、田主丸地区の中学生を対象とした中国内モンゴルのクブチ砂漠への緑化活動事業を実施しているが、事業名称と具体的な事業内容との関連性が見え難いので、わかりやすい事業名となるよう検討されたい。
- 2 負担金等によって運営されている任意団体の事務局を各課で担当しているもののうち、一部の任意団体の決算において、事業費と比べ多額の繰越金が発生しているものが見受けられるので、精算をするか、事業の充実を図るか、あるいは負担金の負担率(額)のあり方を見直す等、繰越金が適正な水準となるよう必要な措置を講じられたい。

〔審議会等事務〕

審議会等で、平成17年に設置要綱が施行されて以降、改正等を行われず、別表に定めるメンバーも異動等により現状とは異なっているものがあるので、当該会議を現に設置しておく必要性も含めて、見直しを行われたい。

(文化観光部)

財務監査

〔現金取扱事務〕

出納員及び会計職員に対し、規則で定められた身分を証明する証票が交付されておらず、一部の出納員及び会計職員について、使用する認印及び収納印の届出がなされていないものがある。

(文化観光部)

〔臨時職員賃金支給事務〕

- 1 臨時的任用職員の賃金について、早退の時間数を誤って算定したことにより、支払額を誤っているものがある。《戻入済》
(文化観光部)
- 2 臨時職員の出勤簿に、出勤日の押印がなされていないものがある。
(文化観光部)

〔契約事務〕

- 1 業務委託期間の始まりから1~2か月経過しているのに、実施側の決裁がとられただけで、その後の見積書徴取から契約書作成にいたるまでの事務手続が行われていないものや、契約締結側までは決裁されているものの、契約書が作成されていないものがある。
(文化観光部)
- 2 契約保証金を免除する際に、起案文書上に保証金の免除理由及び適用条項が明記されないまま、保証金を免除しているものがある。
(文化観光部)

〔補助金等交付事務〕

補助金の種類に、目的、補助対象（事業、団体）、補助対象経費等の似通ったものが見られ、その区別が補助金交付要綱や関連書類からは判然とせず、同一の事業に対し、同一目的のために、複数の「名目」で市の補助金が支出されているように見られるものもある。それらの補助金の存在等に関して様々な経緯はあるにしても、それぞれの補助金制度における行政目的や求める行政効果等の違いがあるのであれば、名称、交付要綱、関連書類等において、その区別がより明確に表わされるよう、補助金の適正な交付の観点から検討されたい。

（文化観光部）

出資団体監査報告（１）

（財団法人 久留米市開発公社）

第 1 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米市開発公社	平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日 ～ 平成 2 2 年 1 月 2 9 日	実地監査

第 2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成 2 0 年度事業及び平成 2 1 年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、監査委員八尋義伸は、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により、除斥された。

第 3 出資の内容

1 出資の名称

財団法人久留米市開発公社 出えん金

2 設立（出資）の目的

本公社は、久留米市と一体となり久留米市総合計画の趣旨にのっとり、久留米市内既成市街地及び周辺地帯の地域特性に即応した開発のため必要な事業を行い、もって市勢の発展に貢献することを目的とする。

3 基本金及び市出資金（平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在）

（ 1 ）基本金 1, 8 0 0, 0 0 0 円

（ 2 ）市出資金 1, 8 0 0, 0 0 0 円

第 4 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

- 1 公印として使用されている銀行印が、処務規程第 5 条（公印）の別表に含まれていないので、同規程を整備の上、適正な事務処理を行うこと。

- 2 平成20年度の会計処理において、専決規程で定められた流用の決裁区分が間違っているものがあるので、適正な事務処理を行うこと。
- 3 平成20年度の食糧費支出において、請求書に添付された明細書の内訳が不十分なものがあるので、適正な事務処理を行うこと。

出資団体監査報告（２）

（財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米市みどりの里づくり推進機構	平成２１年１２月１５日 ～平成２２年１月２９日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２０年度事業及び平成２１年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

財団法人久留米市みどりの里づくり推進機構 出えん金

２ 設立（出資）の目的

本法人は、久留米市に協力して、世界つつじセンター施設の適切な維持管理を行い、これの機能増進を図ると共に優良種苗の管理及び生産供給を通して、緑化木の生産振興及び伝統あるつつじ文化の発展に努め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２１年３月３１日現在）

（１）基本金 ３０,０００,０００円

（２）市出資金 ２０,０００,０００円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

１ 費用弁償、勘定科目及び契約については、寄附行為及び会計規程で理事長が別に定めると規定されているが定められていないので、整備をすること。

２ ふれあい農業公園及び道の駅くるめで銀行印として使用されている公印が、公印規程に

あげられていないので、同規程を整備の上、適正な事務処理を行うこと。

- 3 平成20年度の予算執行事務において、予算流用の手続きを経ることなく、予算額を超えて支出しているものや、流用伺に理由を記載していないものがあるので、適正な事務処理を行うこと。

出資団体監査報告（３）

（財団法人 久留米地域地場産業振興センター）

第１ 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米地域地場産業振興センター	平成２１年１２月１５日 ～平成２２年１月２９日	実地監査

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、出資団体の平成２０年度事業及び平成２１年度事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

財団法人久留米地域地場産業振興センター 出資金

２ 設立（出資）の目的

本法人は、久留米定住圏域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上、科学技術の振興及び福祉の増大に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２１年３月３１日現在）

（１）基本金 ２０,１２３,０００円

（２）市出資金 ５,４００,０００円

第４ 監査の結果

事務・事業は、出資の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

- 平成２０年度の予算執行事務において、予算の補正又は流用の手続きを経ることなく、予算額を超えて支出しているものがあるので、適正な事務処理を行うこと。
- 平成２０年度の財産目録において、実際の数値が正確に反映されていないものがあるの

で、適正な事務処理を行うこと。

- 3 平成14年度の監査でも指摘したが、契約事務において、その根拠となる規則等の整備を図られたい。

財政援助団体監査報告

(財団法人 久留米文化振興会)

第1 監査の対象団体、期間及び実施形式

対象団体	期 間	監査実施形式
財団法人 久留米文化振興会	平成21年12月15日 ～平成22年1月29日	実地監査

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成20年度及び平成21年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 財政援助の内容

1 財政援助の名称(所管部局)

財団法人久留米文化振興会 補助金(文化観光部)

2 財政援助の目的

福岡県民、特に久留米市民の学術・文化の発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 事業費及び財政援助の額(平成20年度決算)

(1) 事業費 402,420,489円

(2) 援助額 280,009,000円

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていた。